

第4部 復旧・復興対策

第1章 復旧・復興対策

第1節 激甚災害の指定

第1項 活動方針

- 地震の発生に伴う被害が甚大であり、激甚災害の指定基準に該当すると思われる場合は、県と連携して早急に被害調査を実施し、速やかに政令指定を受けるための手続を行う。
- 指定を受けたのちは、公共施設等の災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するための対策を講じる。

【主担当部署】関係各部

第2項 対策

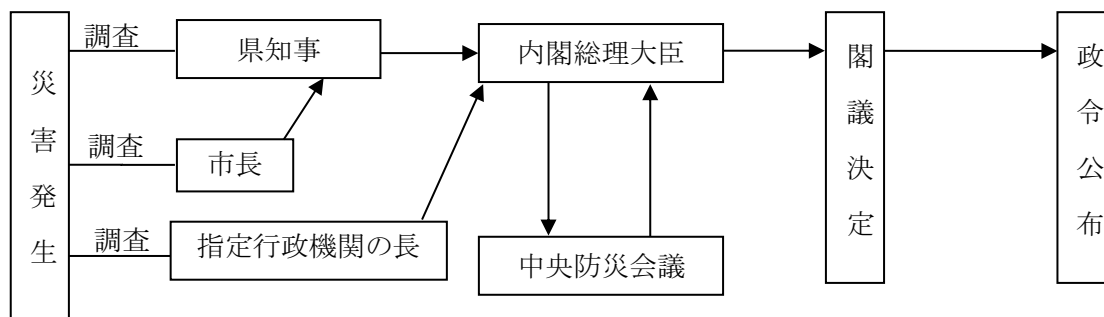
■県と市が連携して実施する対策

1 激甚災害の指定（各事業関係部）

基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生し、被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という）に基づく指定基準に該当すると思われる場合には、県及び市は、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう、互いに連携して災害の状況を速やかに調査し実情を把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

(1) 激甚災害の指定手続き

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。



(2) 激甚災害にかかる財政援助措置の主な対象事業

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

① 公共土木施設災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

② 公共土木施設復旧事業関連事業

前号の公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業で、国の負担割合が2/3未満のもの。（道路、砂防を除く）

③ 公立学校施設災害復旧事業

公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

- ④ 公営住宅災害復旧事業
公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅、及び同施設の建設又は補修に関する事業
- ⑤ 社会福祉施設等災害復旧事業
生活保護施設、児童福祉施設、婦人保護施設、母子福祉施設、老人福祉施設、身体障がい者社会参加支援施設、障がい者支援施設等の災害復旧事業
- ⑥ 堆積土砂排除事業
 - a 公共施設の区域内の排除事業
激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法(政令)に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するものとする。
 - b 公共施設の区域外の排除事業
激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市町長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長が、これを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業
- ⑦ たん水排除事業
激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の区域について浸水面積が、引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの。

イ 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農林水産の災害復旧事業に係る補助の特別措置
この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(以下「暫定措置」という。)第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い、超過累進率により嵩上げを行い措置する。
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について暫定措置法の特例を定め、1か所の工事費用が政令で指定される地域内の施設について1か所の工事費用を13万円に引き下げて補助対象の範囲を拡大する。
- ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(以下「天災融資法」という。)第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合、次の2点の特別措置を行う。
 - a 天災融資法の対象となる経営資金の貸与限度額を250万円に、政令で定める資金として貸付けられる場合の貸付限度額については600万円に引き上げ、償還期間を政令で定める経営資金については7年とする。
 - b 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等又は農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度額を引き上げる。
- ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

ウ 中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特別措置
 - a 激甚災害につき救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、事業共同組合等の再建資金の借入に関する保証を別枠として設ける。
 - b 災害関係保証の保険についてのてん補率を100分の80とする。
- ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
激甚災害を受けた小規模企業者等に対し、激甚災害を受ける以前において小規模企業者等設備導入資金助成法によって貸付けた貸付金について、償還期間を2年以内において延長することができる。
- ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
商工組合中央金庫の激甚災害を受けた者に対して再建資金を貸付ける。また、日本政策金融公庫においても低利融資を行う。

エ その他の財政援助及び助成

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象となるものは、法第3条第1項の特定地方公共団体が設置する公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール、その他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設で、その災害の復旧に要する経費の額が一の公立社会教育施設ごとに60万円以上が対象となる。
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
激甚災害を受けた私立の学校の建物等の復旧に要する一つの学校の工事費の額を、その学校の幼児・児童・生徒又は学生の数で除して得た額が750円以上で、1つの学校について、幼稚園は60万円以上、特別支援学校は90万円以上、小、中学校は150万円以上、高等学校は210万円以上、短大は240万円以上、大学は300万円以上の場合である。
- ⑥ 日本私立学校振興・共済事業団の業務の特例
- ⑦ 市が施行する伝染病予防事業に関する特例
- ⑧ 母子福祉資金に関する国の貸付の特例
国は、指定地方公共団体である県が、被災者に対する母子福祉資金の貸付金の財源として特別会計に繰り入れた3倍に相当する金額を、県に対して貸付ける。
- ⑥ 水防資材費の補助の特例
次のいずれかの地域で、国土交通大臣が告示する地域に補助される。
 - a 県に対して補助する場合は、激甚災害に関し、県が水防のため使用した資材の取得に要した費用が、100万円を越える県の区域。
 - b 水防管理団体に対しては、激甚災害に関し、当該水防管理団体が水防のため使用した資材の取得に要した費用が、20万円をこえる水防管理団体の区域。なお、補助率は2/3である。
- ⑦ り災者公営住宅建設資金の特例
- ⑧ 産業労働者住宅建設資金の特例
- ⑨ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ⑩ 雇用保険法第10条に規定する雇用保険の被保険者に対する失業等給付金の支給

(3) 激甚災害に関する調査

ア 県

- ① 県は市の被害状況を検討する。激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部は必要な調査を行う。
- ② 関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

イ 市

- ① 市は、激甚災害及び局地激甚災害の指定基準を考慮し、災害状況等を調査して県に報告する。なお、関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置するものとする。
- ② 県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

2 災害復旧事業の実施

激甚災害の指定を受けた後は、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施する。

3 特別財政援助の交付(申請)手続き(各事業関係部)

激甚災害の指定を受けたときは、市は速やかに関係調書を作成し、県に提出する。

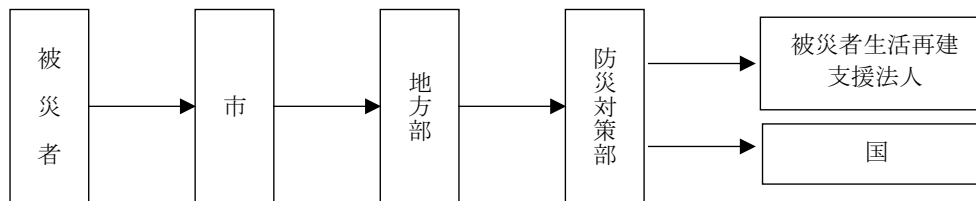
県はこれを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる関係法令に基づき負担金、補助金を受けるための手続きを行う。

第2節 被災者の生活再建に向けた支援

第1項 活動方針

- 被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備する。
- 県と市が互いに連携し、被災者生活再建支援法の活用など、あらゆる手段を用いて被災者の生活確保・生活再建のための支援を行う。

〔被災者生活再建支援の流れ〕



【主担当部署】企画振興部・財務部・健康福祉部・建設部

第2項 対策

■県と市が連携して実施する対策

1 被災者情報の収集と対応

(1) 被災者台帳整備に向けた検討等

市は、災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を整備するための検討を行うよう努めるとともに、県は、市の整備促進に協力する。

(2) 被災者からの申請等の受付

被災者の生活再建が円滑に進むよう、市は、福祉、保健、医療、教育、労働、金融等総合相談窓口を設置し、さらに被災者生活再建支援金や災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、生業支援、中小企業支援、災害援護資金や生活福祉資金の貸付及びり災証明の交付をはじめとする各種事務執行体制を強化するとともに、必要に応じて税や保険料の納期の延長、徴収猶予、減免を行う。

(3) 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、被害認定や罹災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。

県は、市の被害認定や罹災証明書の発行事務について、必要な支援を行う。

(4) 支援法適用時の住民への制度の周知徹底方法

市は、被災者に対して、市ホームページ、行政情報チャンネルなどの活用可能な広報手段を用いて、当該被災者生活再建支援制度について周知するよう努める。

2 被災者の生活再建支援に向けた主な対策

(1) 生活資金等の貸付

ア 災害援護資金

- ① 実施主体：市町
- ② 対象災害：県内で救助法が適用された市町が1以上ある災害
- ③ 受給者：上記災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- ④ 貸付限度額：350万円

イ 母子及び寡婦福祉資金

- ① 実施主体：市町
- ② 受給者：配偶者のない女子であつて、現に児童（20才未満の者）を扶養している者及び「母子及び寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等で要件を満たす者。
- ③ 貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付
- ④ 貸付資金の種類（主要なものを抜粋）
 - a 事業開始資金
 - b 住宅資金
 - c 生活資金
 - d 就職支度資金
 - e 修学資金
 - f 修業資金
 - g 医療介護資金
 - h 結婚資金

ウ 生活福祉資金

- ① 実施主体：県社会福祉協議会
- ② 受給者：アの災害援護資金の貸付対象とならない者で、所得等貸付要件を満たす者
- ③ 貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付
- ④ 貸付資金の種類
 - a 総合支援資金
 - ・生活支援資金
 - ・住宅入居費
 - ・一時生活再建費
 - b 福祉資金
 - ・療養費
 - ・介護等費
 - ・福祉費
 - ・福祉費（住宅）
 - ・福祉用具購入費
 - c 教育支援資金
 - ・教育支援費
 - ・就学支度費
 - d 不動産担保型生活資金
 - ・不動産担保型生活資金

(2) 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

ア 対象となる自然災害

地震等の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおり。

- ① 救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市の区域にかかる自然災害
- ② 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市の区域にかかる自然災害
- ③ 県内において100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ④ 県内に①又は②の市町を含む場合にあつて、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）の区域にかかる自然災害
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。）の区域にかかる自然災害
- ⑥ 県内に①若しくは②の市町を含む場合、又は③に該当する都道府県が2以上ある場合に、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口10万人未満に限る。人口5万未満の市町にあつては、2以上の世帯）の区域にかかる自然災害

イ 対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、a 全壊世帯、b 半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体

した世帯、c長期避難世帯、d大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

《複数世帯の場合》

（単位：万円）

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借（公営住宅以外）	100	50	150
大規模半壊した世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借（公営住宅以外）	50	50	100

《単数世帯の場合》

（単位：万円）

区 分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借（公営住宅以外）	75	37.5	112.5
大規模半壊した世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借（公営住宅以外）	37.5	37.5	75

(3) 住宅自力再建支援及び災害公営住宅の建設

ア 自力再建支援

住宅に関する情報提供は、復旧に向けた対策であるとともに復旧・復興対策としても重要であり、災害のない状況では想定しがたい条件下における住宅再建等に向けた被災者の意思形成を支援するような情報提供を、その提供体制構築も含め円滑に行う。

特に、被災住宅の修理による活用は、ほとんどの被災者にとっては未知の領域であるが、被災者にとっては早期の生活再建に、行政にとっては復興期までの様々な行政需要の抑制に、それぞれ資するものであり、早期から積極的に促進する。

なお、情報提供においては、早期に再建等資金の調達方法も含めた支援メニューの一覧を示す必要があり、行政内部で事前検討に努めることに加えて、平時から住民に対し災害発生時の住宅に関する情報を提供し、想定外となる部分を減らしておく。

イ 災害公営住宅の建設

災害により住宅を滅失した場合で、前述の自力再建支援を行っても対応できない住宅確保要配慮者に対しては、県及び市は、将来の住宅需要も勘案したうえで必要に応じて災害公営住宅を供給し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、被災地市及び県は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定早期実施が得られるよう努める。

ウ 住宅金融支援機構との連携

県及び市は、平時から独立行政法人住宅金融支援機構との情報共有及び連携を図り、災害時における被災者対象住宅相談窓口の円滑な設置運営に資すよう努めるとともに、発災時においては

家屋の被害状況調査を早期に実施し、災害復興住宅資金の融資が円滑に行われるよう取り組む。

(4) 租税の徴収猶予及び減免等

ア 県税の減免及び期限延長

① 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行う。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図る。

② 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付期限、申告期限及び申請期限を延長する。

イ 市税の減免等の措置

市においては、被災者の市民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、それぞれの市の条例の定めるところに従って必要な措置を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<国が実施する対策>

1 租税の徴収猶予及び減免等の対策

(1) 国税の徴収猶予及び減免等

ア 災害等による期限の延長

国税通則法第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。

イ 災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等

「災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等に関する法律」の規定に基づき、震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害による被害者の納付すべき国税の軽減もしくは免除、その課税標準の計算もしくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律の定めのある場合を除いて、この法律の定めるところによる。

2 金融対策

(1) 金融機関に求める特別措置

東海財務局津財務事務所及び日本銀行名古屋支店は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずる。

イ 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便を図る。

また、事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置を講ずる。

ウ 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮する。

また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずる。

エ 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

(2) 保険会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 保険金等の支払いにかかる便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り適宜措置を講ずる。

イ 保険金の支払い及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。

ウ 営業停止等における対応に関する措置

保険会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

(3) 証券会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関との緊密な連絡を取りつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜を図る。

イ 有価証券喪失の場合の再発行手続きについて協力する。

ウ 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置を図る。

エ 窓口業務停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知する。

オ その他、顧客への対応について十分配慮する。

3 雇用対策

(1) 被災者に対する職業あっせん等

ア 通勤地域における適職求人の開拓

① 職業転職者に対して常用雇用求人の開拓を実施する。

② 復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施する。

イ 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

- ① 災害地域を巡回し、職業相談を実施する。
- ② 避難場所等に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。

ウ 雇用保険求職者給付

「激甚災害に対処するための特別財務援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行う。

<日本郵便株式会社が実施する対策>

1 郵便業務にかかる災害特別事務取扱い援護対策

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ確に実施する。

- (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
- (4) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

<三重弁護士会が実施する対策>

1 被災者等への法律相談の実施

三重弁護士会は、大規模災害等が発生した場合、「災害時における法律相談業務に関する協定」に基づき、被災した県民及び県内への避難者等を対象に開催する無料の法律相談会等を通じ、災害時の法律に関する知識の普及・助言等を行うことにより、被災者の生活再建に向けた支援に寄与するよう努める。

第3節 復興体制の構築と復興方針の策定

第1項 活動方針

- 本市が特定大規模災害となる地震による甚大な被害を受けた場合、速やかに「伊賀市震災復興本部（仮称）」を設置する。
- 発災後、「伊賀市震災復興本部（仮称）」において速やかに復興法に基づく復興方針や復興計画を策定する。

【主担当部署】 総合危機管理課

第2項 対策

■市が実施する対策

1 復興体制の構築

(1) 市震災復興本部等の設置に向けた検討

特定大規模災害が発生した場合、復興法に基づく必要な支援措置を受けるための「市復興計画（仮称）」の策定を始めとする、市の総合的な復興対策を指揮する「市震災復興本部（仮称）」を設置するものとし、設置のための規程や体制の整備に向けた検討を行う。

2 復興計画の事前検討

(1) 復興計画の事前検討

特定大規模災害からの復興を国の支援措置を用いて計画的に進めるため、復興法に基づく「伊賀市復興計画（仮称）」を速やかに策定するものとし、そのための復興計画への記載項目や内容等にかかる事前検討に努める。

(2) 個別の復旧・復興計画の事前検討及び策定

大規模災害からの復旧・復興対策を円滑に進めるために特に重要な対策項目については、事前に個別の対策内容を検討し、対策のための計画を策定するよう努める。

【個別の復旧・復興計画の策定を検討する対策項目】

- ア 災害仮設住宅及び災害公営住宅等の確保に関する計画
- イ 災害廃棄物の処理に関する計画（災害廃棄物処理実行計画）